



大谷

民部省

外務省

應接書了(是)今來之(是)道(是)也
別紙之(是)補(是)下(是)林(是)之(是)傳(是)信(是)藏(是)之(是)也



大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

114
A3038



庚午六月十日、植屋裁お不於、海軍事務に
寺島外務大臣補丁録云、使にエリアンシリック海軍
士官イ、ニエーリン外使信機し、海軍接する

一、右接抄年一云

我甲丹世等 西原より 吾國國士多クニベルク

より豆畑豆子部 中 往後し傳信機友

主心丹日平 より 別居送お成り命十鐘迄

ら成り書物先出 より 古傳信機中(國)より

以別居送し 道 脚も同 より 往し存り如果し

同 より なるなり

古傳信機し より 吾國政府より互相

往しと免許を より 受り必同 より なるなり

古魯國 より 書物 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

何し より 地下海 より 日市地 より 何し より 往し より 往し

何し より 古魯国 より 吾國 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

何し より 古魯国 より 吾國 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

何し より 古魯国 より 吾國 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

何し より 古魯国 より 吾國 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

比時丁抹 より 傳信機 より 何し より 地

國中 より なるなり より 吾國 より 祈禱の傳信機 より 何し より 地

赤いゆえに下抹とらふありあはるべし又今より
 成りしつゆふもろくしつ右若械ハ既にお来
 以てしつゆふは免許状ありて取扱ひしり
 有るは今年中しつこガポールルハ香港港まで
 扱へる事ありしりしつこガポールルハポツセトペイ
 までありしつ横濱ホツセトペイ
 尋ねしつ信界尋ねしつ信界
 一尋 是迄南海の方ハ菜米等も信信糧
 ありしりしつ北海の方ハ信信糧ハ尋了

兩國言扱ひの種

魯國ハウ井ラジラントクを中場不便利巨
 地有るは立信信機陸揚ありしり
 若し日本政府より忘るる免状ありて
 日本地先ハ制製造ありしり
 原ハ因上赤線とれしつこガポールルハ魯國
 之方ハ運しつ横濱より日本より免許状あり上
 大改訂日本とて是より魯國へ通しつ横濱より

るも直々又原國の如く魯尼の方の製造
日本の方の枝を生一線に致し
物に我國の長條のるは原國の如く求むる

吾れ各埠頭港に揚子江の着岸を
日本政府下と為るも其來の正法に日本
各埠頭港の地を亞洲全世界の通法に成
し極く多しを日本に大正の如く

我國内地より自製製造の一筆に極く希

告の由民の自製製造の如く希く希く希く希く
均る也と云ふは他國の如く極く希く

若し日本に自製製造の如く私製製造の如く
海山品類の製造の如く希く希く希く希く
希く希く希く希く

希く希く希く希く希く希く希く希く希く
希く希く希く希く希く希く希く希く希く
希く希く希く希く希く希く希く希く希く
希く希く希く希く希く希く希く希く希く

復た一ツ程成りしとある善悪を因りて
價言下も有るべし

西洋より日本へ傳へられたる遠くは

目一するべし

未だ石州のものを價く多御り上は元他

國々の品類も直に或るは價を一つは

出所を待たず

未だ日本政府のしる者上は不存に國は益

お成りか不減と思へ給ふべし

内地の品類も作りしものには増えしものあり

揚子江の品類も増えしものあり

おめりて取らるるものは山ありしもの

も増えしものありしものには代價も

おめりしものありしものには代價も

も増えしものありしものには代價も

しるべし

其年ハ世分待りて夏ハ米國ハ日ハ何縁を
扱るるを能出らざらん

米國ニ与ハ未タ市中ニ米ヲ賣ル者ハ

未二三再ハ此際ハ米多ク有テたハ米國

ハ米國同ハ何レハ何縁を扱ハ米多ク有テたハ

以後他ノ國ハ何縁ハ何レハ何縁ハ米多ク有テたハ

市ハ何レハ何縁ハ何レハ何縁ハ米多ク有テたハ

ク方何レハ何縁ハ何レハ何縁ハ米多ク有テたハ

与之与不都云と存也

夫と私方少しハ米多ク有テたハ

會社傳線ハ新貴明ハ他國よりハ

二有ハ何レハ何縁ハ何レハ何縁ハ

他國よりハ何レハ何縁ハ何レハ何縁ハ

以許ハ米多ク有テたハ

傳信器械ハ何縁ハ何レハ何縁ハ

法ハ何レハ何縁ハ何レハ何縁ハ

のれん、此れは元夫、無敵、一、一、一、中途
 と截断、この、我、計、又防、一
 我、我政府、他、我國民、
 又、我國民、我政府、越、
 一、一、一、一、
 其、一、一、一、一、
 一、一、一、一、
 夫、一、一、一、一、
 夫、一、一、一、一、

夫ハ改、我國人、字、

一、一、一、一、

其、一、一、一、一、

一、一、一、一、

我政府、内地、

一、一、一、一、

一、一、一、一、

一、一、一、一、

一、一、一、一、

一、一、一、一、

一、一、一、一、

夫、一、一、一、一、

事敗るるに傳信裁断ししに其の
 世果一服に傳信未りなるに違ふ其の中
 王の播磨と云ふ所を以て中と爲す
 此國中傳信下し關連し流り居る者も此に
 海邊に居る裁断し居る者も此に播磨と云ふ
 事能又川揚裁断し度甚急に存す外海
 之より此播磨と云ふ事

下ノ関渡地有御意に思はれ外海に居

涉し居るの由也

中居るに此に條なるに道して其思ふに好む
 入中より其播磨と云ふ事以て播磨と云ふ事
 其老思ふに此に條に傳信未り此に
 行の由に此に條に

其の別上と云ふ内地傳信製匠二月
 不待と云ふ事此に條に其の
 其の行由に此に條に其の行由に其の

糸よも何のいふ月も我々の

物よも何のいふ月も我々の

よも何のいふ

修

シペリヤ オリエント支那日本通信

此の島日本開港場の通信機、海軍部

着岸せしむる免許状ヲ日本

皇帝政府ハ丁株の専社デトストレー

ルジエスケシテ、オクジヤハン エキステニシヨ

右業務は為ノ用ニ送呈并人数を以
テ申上ル。通信機程立寄り及所設ノ事
機を多ク御知ス。

若クハ一港ニシテ小浦海防
直交ノ事。六ノ交リ欽成ニ申上
ル。又ハ一港ニシテ一港ニシテ陸地
通信機程ノ事。及所設ノ事。機を多ク
御知ス。全ク線陸揚揚及之の事

陸地通信機程ノ事。一ノ員宛義ニシテ海防
線着看及所より市街及所迄接続セ
ル。又ハ一港ニシテ一港ニシテ

右會社ノ通信機建物を及ノ用ニ地所
を買ひ又ハ及所より市街及所迄
を及所より及所迄日本政府ニ及所
機ノ事。

第二條

傳信機物並場官輕人或下古子代より日本
撤り及人上津重を以てり生たる古房社附
属の血器械通具并傳信機械之古用以
り於る諸物之出物ハ日本諸国を以て入
港之税兼以何物ある税之も免ふ税
之税之輸入致し 又々事

第三條

今般日事

皇帝御座之日下持と日本之つらと連續
古多和記之對し加之房社ハ大徑堂より
日本國家之為大益を生む者古名之通記者
ありて古於之大徑堂之口内旋一可きし
又古會社之古負之傳信機之古用
らる人古口本御座之保之權を以て
可棄らる

古傳信機之古用輕人古名御之傳

任權有負助力有補致之命と庶務の
海客も其有助力せしむ、松田本
官と帝の御前より下帝よりなる
當又能帝の揚左の隠之何れに証訴をも
少方九一致し力を其一進するの足ら
ざる松田中をわもは其方若くも其
権も若くは一つあり
會社に其は信若其道具是物、自過

ち、破換より悪さ、台害を法より執る
有る事

漁や信時、要可し保護を法より事、
法人より日本官真と談合の事

第四條

信機機係し若岸せしむると如し
線は海客の沈むると高し、
鑑定せんと其會社より用ひ、
船内海を

即ち一む用防灘備後灘
指磨能スミ遊等

測章止る事 一 其係

いふくくは船將におりて其業社の者
日中一人の交りし常女法ふ九歸し所
業多し損吃度お情也下事

第二條

海産線況女方陸物子と陸立坊等
芳佳伴ししと女担雜費右會社限

りよりこの後書

第六條

日本政府よりの傳令に於て他は傳令
しとサキに付く事なきに子所の積戻
程に及ぶ所別有る歐羅巴洲との
通信に併し信或る英法と其恩に
七島解より他一國陸境に在る所
より通信する事と記す事と

第百廿五号の事は信託の事なり信託の事
系人民の爲る事なり信託の事なり信託の事
スル行つて是をく誓約なり爲し信託の事
事しと他へ漏リス秘密の事なり信託の事
あり信託の事

第廿七條

日本人民は信託法術の事なり信託の事

適用する事ありて信託の事なり信託の事
組に勸告し後を教示し信託の事なり信託の事
る事を得且信託の事なり信託の事
取扱を信託一般の利益に爲し信託の事
の事ありて信託の事なり信託の事

第廿八條

信託の事なり信託の事なり信託の事
日本人民に對し信託の事なり信託の事

初、日本部之人法外、遵己自己の
勤、之、不、抱、之、條、事、三、實、係、子、可、致
マ、了、了、